

とくべつしえんきょういく 特別支援教育

よういりょうてき じ つうじょうがっきゅう しゅうがく 一 要医療的ケア児の通常学級への就学について一

はじめに

今回の通信から、私が大学院で研究活動をしている「特別支援教育」についての連載をさせていただくことになりました。まだまだ学習中の身であるため、至らない点も多数あると思います。また、この連載の内容が全て正しいものであるとは限りません。様々な方の意見がある中、私の主観的な視点で記載している部分もあります。そちらをご了承のうえ、ご拝読いただきますようお願いいたします。

1. 学校現場における医療的ケアの歴史

近年まで、たんの吸引や経管栄養、導尿は「医行為」と位置づけられており、家族以外の者で、医師又は看護師などの免許を所持しない者がそれらを行うことは法律上禁止されてきました。その為、養護学校義務制後も、たんの吸引や経管栄養等が必要な児童生徒は訪問教育、又は保護者が付き添いのもと特別支援学校へ通うということが基本でした。

その一方で、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、当時の盲・聾・養護学校の在籍者の中にも医療的ケアを必要とする児童生徒等の増加が課題となっていました(文部科学省, 2011)。

それらを受け、平成16年に、厚生労働省が「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」を通知し、特別支援学校では看護師を中心としつつ、教員と看護師の連携による実施体制の整備が急速に進んできました(文部科学省, 2011)。

その後、平成23年に「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」が文部科学省から報告され、特別支援学校の教員が行えるケアの範囲が拡大されま

した。さらに、当報告では、幼稚園、小中学校、高等学校等への適応も考慮されています。

2. 要医療的ケア児の現状

障害児の就学に関しては、障害者の権利に関する条約24条(教育)において「障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。」と明記されています。また、この様な権利に対して、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とされています。

さらに、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」とも謳われています。

また、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(2012)では、「学校教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を含め、『共生社会』の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められる。その意味で、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進についての基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。」と述べられています。

これらから、要医療的ケア児であっても、地域の学校で学び、育つ権利を有しており、医療的ケアが必要であるが故に通常学校の教育から排除されてはならないと解釈することができるでしょう。そして、就学に関しては、合理的配慮がなされるべきです。

しかし、要医療的ケア児の通常学校への就学には、保護者の付き添いが求められるケースが多いです。その場合、保護者は家事や仕事に加え、年々身体が大きくなる子どもの日常の介護や医療的ケアの実施、定期的な通院、さらには毎日重い医療機器を運搬しての学校への付き添い、学校での学習の補助や医療的ケアを行うこととなります。それは、24時間子どもと一緒にいるという、レスパイトのない状態です。よって、保護者の学校への付き添いには、身体的・精神的に大きな負担が伴います。

さらに、保護者が体調不良や用事がある場合は、子どもが元気でも、やむを得ず学校を欠席しないとけないという状況もあります。

また、子どもが思春期を迎えると、保護者との分離の欲求が増すと考えられます。よって子どもが保護者と離れて行動するという機会を得るためにも、医療的ケアの他者による実施が可能となることが望ましいでしょう。

これらのことから、保護者が付き添っての就学は合理的配慮とは言い難く、今後、日本が共生社会を目指す上で、解決しなければならぬ問題となっています。

平成24年の文部科学省の調査によると全国の公立小中学校において日常的に医療的ケアが必要な児童生徒数は838名です。しかし、この調査では、「誰が医療的ケアを担っているのか」という内訳は把握されていません。さらに、調査で明らかになった838名に含まれない要医療的ケア児の中で、通常学校への就学を希望していても、医療的ケアが理由で通常学級への就学を拒否されている児童生徒も少なからず存在すると考えられます。

よって、通常学校への就学というニーズを充足するためには、共生社会(インクルーシブ教育システム)における、通常学校での医療的ケアの在り方について、早急な検討、制度の整備が必要でしょう。

要医療的ケア児の課題は、日本が共生社会を目指すうえで、切っても切り離せない問題です。また、一人でも多くの障害者が地域での自立生活を実現するうえでも、就学期から地域の学校で共に学び、育つことは重要であり、私達CILのメンバーもこの問題を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

【文責】 佐土谷絵里佳